

★与党(自民党・公明党)が平成26年度税制改正大綱を発表

12月12日(木)に平成26年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は一部のみ抜粋させていただきました)。

今回の大綱では平成25年度改正のような抜本的な改正項目はなかったものの、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直しなど、実務上影響のある改正も含まれています。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は年明けに国会提出の見込みです。(長掛栄一)

◎平成26年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等													
相続税 ・贈与税	医業継続に係る相続税の納税猶予等の創設	個人(以下「相続人」という。)が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。 (注) 認定医療法人(仮称)とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(仮称)について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。	移行計画(仮称)の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用													
	医業継続に係る贈与税の納税猶予等の創設	持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額(経済的利益)に相当する額の贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。														
	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用対象となる既存住宅用家屋の範囲	適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に、地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存住宅用家屋を加える。														
所得税 ・住民税	給与所得控除の上限の引下げ	給与所得の上限について、次の通り漸次引き下げる。														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>平成28年分の所得税</th> <th>平成29年分以降の所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額が適用される給与収入</td> <td>1,500万円</td> <td>1,200万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>245万円</td> <td>230万円</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	平成28年分の所得税	平成29年分以降の所得税	上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円	給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円	
			現行	平成28年分の所得税	平成29年分以降の所得税											
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円													
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円													

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の取引金融機関の変更	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している、又は開設していた者は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間に、一定の手続の下で非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとする。	平成27年1月1日以後の変更手続から適用
	土地・住宅税制	<ul style="list-style-type: none"> 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1億円(現行:1.5億円)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 	平成26年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用(平成27年12月31日まで)
	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例	相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする。	平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用
	損益通算できない譲渡損失の範囲の見直し	譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を加える。	平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用
	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	一定の見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え以外の措置の適用期限を3年延長する。	平成28年12月31日まで
固定資産税	新築住宅に係る税額の減額措置	適用期限を2年延長する。	平成28年3月31日まで
	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	適用期限を2年延長する。	
不動産取得税	新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置	新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200平方メートルを限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。	
法人税	復興特別法人税	<ul style="list-style-type: none"> 復興特別法人税の課税期間を1年間前倒して終了。 復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除する。この場合に、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付。 	平成26年3月31日以前開始事業年度で終了
消費税	簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入率を50%(現行60%)とする。 不動産業を第6種事業とし、そのみなし仕入率を40%(現行50%)とする。 	平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用